

## ⑥ 知的障害者の医学

**課題：**知的障害の出生前の診断と発生予防について、倫理的な視点も含めて包括的に述べなさい。

知的障害の出生前診断の主な手法としては、羊水検査、胎盤绒毛採取、胎児血採取、エコー検査による胎児画像診断などさまざまな手法がある。それぞれ日本人類遺伝学会、日本遺伝カウンセリング学会など、遺伝医学関連の10学会からガイドラインが示され、運用されている。ここ最近国内で話題となっている、母親の血液検査のみで胎児がダウン症であるかどうかの診断が99%の確率で診断できるものが2012年9月より一部の病院で実施が始まるなど、より母子ともに負担が少なく、安全な手法のものが医療現場で導入されつつある。

母子双方に負担が少なく出生前診断が行える医療技術の進歩はすばらしいが、その反面、リスクが低いために手軽に出生前診断を受けることができるため、この出生前診断において診断された障害のある新しい命を人工妊娠中絶してしまうような、いわゆる「種の選別」に繋がることはないかということを危惧する意見があることも忘れてはならないものである。

医療技術の進歩と、「種の選別」といった倫理的な問題は、これから先も常に議論されていくものである。知的障害の発生予防という観点からすれば、もちろん先の医療技術と倫理に対する議論も大切であるが、その議論よりも先に発生予防に対して取り組んでいくべき課題があると考える。

まずは遺伝相談である。遺伝相談は、遺伝性疾患の診断や予後、治療、再発危険率に対する理解、再発予防の選択肢などに対する情報提供を相談者に対してカウンセラーが相談者の自主性を尊重し、非指示的を原則として提供されるものである。今も昔も、妊娠と出産とは非常にリスクを伴うものであることはいうまでもないが、漠然とした情報や不安から、出生前診断を受診し、その結果に狼狽して早まった選択をしてしまうことほど不幸なことはない。遺伝相談の適応基準は、先に述べた出生前診断のガイドラインとほぼ重なっているものであるわけだから、出生前診断と遺伝相談とを確実にリンクさせ、新しい命、その親双方にとって最良の選択ができるよう支える体制が重要である。また、遺伝相談の前に、妊娠と障害を持った子供を授かってしまうリスクについてのアナウンスが足りないと感じている。先日新聞の社会面に出生前診断についての特集があった。30歳を越えた女性がダウン症を含む染色体異常、知的障害を含む障害を持った子供を授かる確率は20代と比べて飛躍的にあがり、30歳を越えて以降は年を追うごとに右肩上がりしていくというものである。注目は、その数字を知らなかつたと答えた女性が多かったということである。「その数字を知つていれば、もっと早く子供を作ればよかった」と、現在妊娠している30代女性の本音とも言えるコメント

も掲載されていた。日本では現在晩婚化が進み、女性の初産の年齢は、2012年6月の報道では30.1歳と、遂に30歳を突破したという数字もある。もちろん結婚、妊娠、出産は個人の自由であり、周りが干渉すべき問題ではないが、知的障害発生予防の観点からすれば、やはり出産年齢と障害についての情報は今よりも強くアナウンスすべきものである。その情報が晩婚化や初産の年齢を引き下げる効果があるかどうかではなく、人が人生設計をしていく上で考慮すべき事としての認識があがれば、それは結果として知的障害を含む障害児の発生予防に繋がるものと考える。

さて、先の倫理観の話に戻るが、出生前診断の結果、胎児に重篤な疾患が発見された際に、人工妊娠中絶をするか否かの選択は、当事者にしかなく、当事者の選択に対しては尊重すべきであると考えている。それがダウン症を含む染色体異常であっても、その疾患によって予後も大きく変わるものであり、当事者が人工妊娠中絶を選択したとしても、「種の選別」に繋がるなど、周りが非難することは許されるものではな

い。すべての当事者が気軽に出生前診断を受け、気軽に人工妊娠中絶を選択しているわけではない。障害者それぞれに個性や個人的な事情があるように、出生前診断を受診する事情もさまざまである。妊娠に対する情報のアナウンス、ガイドラインに基づいた遺伝相談、出生前診断の運用がなされていくことで、医療技術と倫理観に対する議論はより豊かなものになっていくと考える。また出生前診断が必ずしも「種の選別」に繋がるものではない。胎児に重篤な疾患が確認できるならば、出産前後に様々な機関に相談をして、生まれてくる新しい命に対応できるメリットもある。障害を持った子供を受容するにあたって家族には時間が必要である。生まれてくる前から葛藤しなければならない苦しみは計り知れないものがあるが、心の面も含め、新しい命を受けいける準備が可能となる出生前診断は大いに当事者を助けるものであると考える。

### 講評 :

VeryGood 自分の言葉でよく論述できています。

知的障害の原因は大半が不明です。原因がわかって出生前診断できるものは全て中絶していい等と乱暴な事を言う気はありませんが、例えば第1子が障害があり、第2子に同様の障害が高率でおこりうる時など、他人が中絶をとやかく言う権利はないと思います。